

1 総則(1)

法別表1(適用の範囲)

許認可等の手続(H.7.12.26 基発740号)

同一企業が複数の事業場を有する場合であって、同一の労働基準監督署管内に2以上の事業場があるときは、各事業場に係る労働基準法に基づく報告又は届出については、当該企業内の組織上、各事業場の長より上位の使用者が、取りまとめて当該労働基準監督署に報告又は届出を行うことは差し支えない。

事業の範囲(H.11.3.31 基発168号)

1. 同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門が主たる部門との関連において従事労働者、労務管理等が明確に区分され、かつ、主たる部門と切り離して適用を定めることによって労働基準法がより適切に運用できる場合には、その部門を一の独立した事業とすること。例えば工場内の診療所、食堂等はこれに該当すること。なお、個々の労働者の業務による分割は認めないこと。
2. 場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連ないし事務能力等を勘案して一の事業という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業として取扱う。例えば、新聞社の通信部のごときはこれに該当する。

法116条(適用除外)

法116条2項の「家事使用人」(H.11.3.31 基発168号)

1. 家事使用人であるか否かを決定するに当たっては、従事する作業の種類、性質のいかん等を勘案して具体的に当該労働者の実態により決定すべきものであり、家事一般に従事している者がこれに該当する。
2. 法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者も家事使用人である。
3. 個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は家事使用人に該当しない。

- 〔問 1〕 同一の労働基準監督署管内に同一企業の事業場が複数ある場合は、労働基準法に基づく報告又は届出については、当該企業内の組織上各事業場の長より上位の使用者が取りまとめて報告又は届出を行うことは差し支えない。
- 〔問 2〕 新聞社の支社の通信部について、1名の記者のみが連絡要員として常駐しているにすぎない場合、場所的に離れていても、労働基準法の適用に当たっては支社と通信部は全体で一つの事業として取り扱われる。また、新聞社の本社で併せて新聞の印刷を行っている場合についても、その全体が一つの事業として取り扱われる。
- 〔問 3〕 法人の役職員の家庭において、その家族の指揮命令のもとで家事一般に従事している者であっても、当該法人に雇用されている場合は、その者は労働基準法にいう家事使用人ではなく、労働基準法が適用される。

〔問 1〕 H.12.1E[] 〔問 2〕 H.7.1C[×] 〔問 3〕 H.7.1D[×]

法 112 条（国及び公共団体についての適用）**公務員等に係る法の適用関係（H.17.3.2 基発 0302005 号）**

労働基準法の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定により地方公共団体の職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表 1 号から 10 号まで及び 13 号から 15 号までに掲げる事業等に従事する職員については労働基準監督機関が、別表 11 号、12 号及び官公署の事業（一定事業を除く）の職員については人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）が行うものとする。

法 9 条（労働者の定義）**労働者と認められない者（1）（S.23.3.17 基発 461 号）**

法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長等の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて法 9 条に規定する労働者となる。

労働者と認められない者（2）（H.11.3.31 基発 168 号）

会社から給料を受けず、その所属する労働組合より給料を受ける組合専従職員の労働関係については、使用者が当該専従職員に対し在籍のまま労働提供の義務を免除し、労働組合の事務に専従することを認める場合には、労働基準法上当該会社との労働関係は存続するものと解される。

〔問 4〕 労働基準法の規定中，地方公共団体の職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は，すべての職員について，人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては，地方公共団体の長）が行うものとされている。

〔問 5〕 労働基準法でいう「労働者」とは，職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい，株式会社の取締役である者は労働者に該当することはない。

〔問 6〕 会社から給料を受けず，その所属する労働組合より給料を受ける組合専従職員の労働関係については，使用者が当該専従職員に対し在籍のまま労働提供の義務を免除し，労働組合の事務に専従することを認める場合には，労働基準法上当該会社との労働関係は存続するものと解される。